

議長（中西 康雄君）

定刻となりましたので、休憩前に引き続き一般質問を再開をいたします。

（午後 1時 45分）

3番 堀江洋子議員

議長（中西 康雄君）

通告順、9番、堀江洋子議員の発言を許可します。

堀江議員。

3番（堀江 洋子君）

日本共産党の堀江洋子でございます。

まず第1点目に介護保険制度について、お伺いをします。介護保険を使うには要介護認定を受けることが必要です。要介護認定は認定調査員の聞き取り調査と主治医の意見書に基づいて、コンピューターによる1次判定と、認定審査会による二次判定が行われます。結果は自立、要支援1、2、要介護1から5の8段階ということで、自立になってしまいますと、介護保険は利用ができません。また要介護と見受けられる介護の内容や利用の限度額も決められております。その要介護認定の仕組みが4月から変わります。ということでお伺いをするわけでございますが、まず1点目に厚生労働省は新方式と現行の方式で、判定がどのように変わるのかということですね、比べるモデル事業、これは昨年行いましたけれども、3万件のモデル事業を行いました。

そして昨年の11月末に結果を発表しておりますが、お伺いをいたしますが、4月から実施予定とされております要介護認定の新方式というのは、現行の方式より軽度判定されるのではないかと考えますので、お伺いをいたします。

また2点目に聞き取り調査というものがございます。この聞き取り調査の判断基準が変更されまし

て、全介助が自立と認定をされます。認定の軽度化に更に拍車がかかり、利用者の生活に深刻な打撃を与える恐れがあるのではないかと考えますので、町長の見解を求めます。

議長（中西 康雄君）

尾上町長。

町長（尾上 武義君）

それでは介護保険制度につきまして、お答えをいたします。

1点目の要介護認定にかかる判定の件及び2点目の聞き取り調査の判定基準の変更についてですが、関連がございますので、合わせて答弁をさせていただきます。介護の認定度は認定調査員が要介護者または家族に対しまして、体の状態を把握する74項目の聞き取り調査を行った結果と、主治医意見書を元にして、介護認定審査会にかけて決定をしております。

認定度につきましては、原則として要介護認定度、基準時間と呼ばれる介護に要する時間的手間の長さによって、診査判定が行われます。従前は認定調査員の調査項目の中には、判断しづらい項目や本人に尋ねにくい項目があったために、選ぶ基準があいまいになりまして、自治体によって認定結果にばらつきがありました。

また一次判定でコンピューターが要介護1相当と判定した場合、審査会が要介護2あるいは要介護1かを最終判定しなくてはなりません。審査会によっては意見書や特記事項の考慮の程度や仕方が異なり、最終判断が異なる場合があると考えられます。こうした判断基準のあいまいさを是正するため、国は21年度から新方式に基づき認定度を判定することといたしております。この方式によりますと例えば日常生活において、食事や排泄、入浴等で必要な場所への移動にあたって介助が行われているかどうかを、判断することになりますので、移動については重度の寝たきりの人は日常生活において、移動の機会が少ないため、介助はあまり必要ではないことから、自立で介助なしと、また食事をとる時、点滴のみで経口摂取をまったく行っていない場合は、介助を必要としないことから、自立で介助なしとなります。

よって従前は自立とは自分ですることができることとしておりましたが、新方式では介助を必要と

しない場合も、自立で介助なしとの項目となります。ようするに調査員の判断が一律にできるようにしたものでございます。

また特記事項につきましても、記載のポイントとなる項目が示されまして、適正な判定のため判断に迷う状況なども、特記事項に記録し、極力正確に伝達するというふうになっております。平成 21 年度から実施の認定方式については、国においてモデル的に一定期間内に申請のあった、要介護者を対象に新方式に基づき、認定度を判定する作業を事前に行ってまいりました。

その結果、全国では変更なしが 63.2 パーセントで、軽くなったが 20.1 パーセント、重くなったのが 16.7 パーセントでございました。このことから新方式では 3 人に二人は現在のまま、残りは今より若干軽度に判定される傾向が見られるという結果でございます。

また松阪管内をみますと、変更なしが 58.0 パーセントで、軽くなったが 26.1 パーセント、重くなったが 15.9 パーセントという結果が出ており、その中で大台町で対象となった 10 人につきましては、6 人が変更なし、1 人が軽くなり、3 人が重くなったという結果が出たところであります。

厚生労働省は新方式は調査員が明確に判断できるように統一したということで、認定を軽く見るようにするのではなく、介護に要する時間的手間を正確に把握し、また公平、公正に判断できるように見直されたものだということでございますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（中西 康雄君）

堀江議員。

3 番（堀江 洋子君）

判断基準の曖昧さを是正するためということで、答えがあったわけなんですけれども、利用者の側からすれば、それがどうなのかと、国がそういうふうに説明をしますけれども、調査項目が削減をされて、これは火の不始末など、利用者の命に係わることも含めて 14 項目が削減されてしまいました。

先ほども町においては 10 人中 6 人の方が変更なし、軽くなるが 1 人、重くなるが 3 人という数字も出てきていると思うんですけども、それは 10 人をモデル事業として当てはめた数字ではあると思います

けれども、これが要介護が要支援に、軽度に変更をされた場合、どうなるかということ、入所することも、施設に入所できなくなりますが、訪問介護の利用も制限されてしまいます。

また要介護2以上から要介護1以下に変わってしまいますと、電動ベットなどの福祉用具が原則利用できなくなる。こういった状況が生まれてしまいます。また勿論非該当になって、自立と判断されてしまいますと、介護保険がそもそもサービスが受けられない。こういった状況が私は4月以降、たくさん生まれてくるんじゃないかなというふうに心配をいたしております。

先ほど町長も言われておりましたけれども、その調査の判断基準ですね、認定調査員のテキストでは、移動ということで、重度の方のお話も、お答えもされておりましたけれども、その移動ということで、重度の寝たきりの方はそもそもその移動することがないからということで、これまでは重度の寝たきりの人でも全介助ということが必要だというふうに判断をされてきたんですけども、介助の手間がかからないから自立というふうに、理屈で自立やと、介助はなしというふうに判断をされてまいります。

また先発の項目を見てみますと、頭髪がなければ自立、介助なしなんです。こんな調査方法では、国がいくら公平公正さをと言いますけれども、実態その今後4月以降どうなってくるかということになると、軽度にますます判定をされてしまって、重度の人はサービスが利用できなくなる。私はますます重度の人が軽く軽度に判定されてしまうと、このように考えます。

また今回判断基準の見直すとか、その仕組みを変えてくるということは、要介護認定のこういった仕組みを使って、政府は介護保険の利用制限を行おうとしている。このように私は思いますし、コンピューター判定がそのまま通ってけば、要介護度ごとの人数をうまくコントロールしやすくなるんじゃないなというふうにも考えますので、見解を求めます。

またそもそもこの介護保険の給付費を抑制するために、そういったことが使われてしまうのじゃないのかという懸念もありますので、このことについても答弁を求めます。またそれだけではなく、認定が先ほども言いましたけれども、軽くなるとサービスの利用限度額も、そしてまた施設への報酬も下がるということになってきます。利用者本人だけでなく、事業所も大きな痛手を被るのではないかと考えますので、答弁を求めます。

議長（中西 康雄君）

尾上町長。

町長（尾上 武義君）

このような判断基準が示されてきているところでもございます。いわゆるサービス制限をかけていくと、こういうようにおっしゃられますけれども、ひとつは移動とか、いろんなことについても寝たきりの方でしたら介助なしということで、一つの一定のルール化をしたと、こういうようなことでございます。

この新方式で判定を軽くしていくということについては、国では新認定方式の制度をより高めるために現在の認定テキストの検証を行って、新たな認定テキストを作成したと、こういうことなので、これにより国が行った結果によりますと、先の行ったそのモデル事業と比べて、逆に介護度が重くなったというのが10パーセント程度多くなってきたということを聞いております。

この4月1日からその新しい認定テキストで行うということでございますので、再調査の結果も含めてこの17日に、県でその説明会が行われるということでございますので、そこら辺しっかりとまた確認を行わなければならないというふうに思っております。

その後において、その判定に不服がある場合は、当然再審査あるいは区分変更等について、役場で相談に応じるということにもしているところでございます。先ほども申し上げたんですが、今回の改正は認定を軽くみるということではなくて、介護に要する時間的手間、これを正確に把握し、公平にあるいは公正に、いわゆる調査員の判断にバラツキをなくすると、こういうことで判断できるように見直されてきておることでございますので、その点ご理解をいただきたいというふうに思います。ただこの給付を抑制するとか、サービスの減少をはかってすることが施設収入なんかも少なくなる、サービスの利用ができないというような減少をしていくというふうな、狙いもあるやに言われたわけですが、今回の改正というのはそういうように誰でも同じような形で判定ができると、そういうようなことで、ひとつ定めてきたと、こういうことでございますので、その点ご理解いただきたいと思っております。

議長（中西 康雄君）

堀江議員。

3番（堀江 洋子君）

次に2点目に移ります。

宮川福祉施設組合の会計処理の問題について、お伺いをいたします。宮川福祉施設組合は松阪市、多気町、明和町、そして大台町によって構成をされまして、養護老人ホーム崇雲寮、特別養護ホームやまびこ荘の運営にあたっております。やまびこ荘が建設をされた時点におきましては、飯南、多気郡下に後2カ所ぐらい特別養護老人ホームを建設するという目標があったようにございますけれども、官から民への流れの中で、実現をされませんでした。

介護サービスの事業者であったコムスンの撤退というようなことがありましたけれども、大台町に公設の福祉施設があるということは、今後ますます重要となる高齢者対策におきまして、大変私は心強さを感じます。宮川福祉施設組合にも議会がありまして、私は大台町の議会から選出をされ、現在組合議員を務めさせていただいております。

平成20年第1回定例会、これは平成20年3月5日で行われました。初めて宮川福祉施設組合議会に私は出席をいたしまして、見過ごせないことに直面をいたしましたので質問をいたします。町において大変大事な仕事をしていただいている福祉施設組合でございますので、なおさら公正な運営が望まれます。そのことを求める立場から質問をいたします。

平成20年3月5日に開かれました宮川福祉施設組合議会の平成20年度予算審査におきまして、議会費に食事提供の経費が計上をされておりましたので、問題と私は指摘をいたしました。また平成20年12月25日に開かれました、平成20年第2回定例会、これが12月定例会でございますけれども、宮川福祉施設組合議会の平成19年度決算審査におきまして、議会費で支出されているはずのお弁当代ですね、先ほども言いましたけれども、その食事提供の経費が記載をされておりましたので、質問いたしましたところ、組合の会計から支出されずに歳計外の通帳から支出したと、こういった説明が出ました。

管理者からは19年度の予算では、弁当代は支出していません。実際には昨年、19年度ということでございますけれども、12月議会にお弁当をお出ししています。やまびこ荘でも崇雲寮でも入所者の方が、死亡、退所しましたと、またお祭りをしましたというようなことで、3,000円なり5,000円なりというような小額のお礼というか、職員の皆さんで使ってくださいというようなお金を、歳計外に積み立てていると。

職員の慰労会、お祭り、イベントに使っているということで、19年度はお弁当代を出すところがなく、歳計外の通帳から支出をしたと説明がございました。その後、3日たちまして、議会後の12月28日付の中日新聞に、寄附金を不適切処理、名古屋市外郭団体運営の特養といった見出しの記事が掲載をされました。

宮川福祉施設組合のことを書いてあるのかなと思うほど、大変類似をした内容となっておりましたので、ご覧になられた方もいらっしゃると思いますけれども、新聞記事を読ませていただきますけれども、名古屋市の外郭団体、名古屋福祉施設協会が運営している特別養護老人ホームなごやかハウス福原で、住民からの寄附の一部を事務長の個人名義の口座で保管していたことがわかった。市が調査した結果、私的流用はなかったとしているが、誤解を招きやすい行為で不適切な会計処理と、ミスを認めている。国の社会福祉施設の会計基準では、金の出入りは施設名義の口座で管理しなければならない。寄附は会計上、寄附金収入になる、しかし同老人ホームは2002年8月から施設名義の口座とは別に、事務長名義の口座をつくりプールしはじめた、毎年夏と冬に行われる地元住民を招いた交流行事で、招待客からの祝儀の一部を入金していた。

同協会は次の行事の費用にあてようと思い口座に入れたと釈明している。口座は事務長交代時の2004年2月に閉鎖されたが、2カ月後には後任事務長が個人名義で再び開設、残高は多い時で20万円に達していた。2005年秋の行事で大半を使い、翌年に口座を解約、2007年以降は会計基準に従っていた。いずれも用途は交流行事のみとなっているということの記事でございます。

そこで、この記事と同様なことであるとすれば、福祉施設組合の行為もまた問われるべき大きな問題があると私は考えますので、お伺いをいたします。

まず1点目に宮川福祉施設組合では、施設を利用される本人、あるいは家族の方々がお世話になります、またお世話になりましたと、金品を差し出された場合にありがたくいただきますと、そのようになっているのかお伺いをいたします。

2点目に、一般会計や特別会計の歳入には寄付の科目がございます。現に寄附金の計上もなされております。いただいたお金を歳入予算とせず別に保管してきた理由について、お伺いをいたします。

3点目にですが、いつから別扱いをしてきたのかお伺いをいたします。

4点目に口座の名義については、どのようになっているのか、お伺いをいたします。

5点目に、年度別の受入額、用途、用途別の金額の説明を求めます。

6点目に、今回のことはなにが問われていると考えておられるのか、お伺いをいたします。

議長（中西 康雄君）

尾上町長。

町長（尾上 武義君）

それでは2問目の宮川福祉施設組合の会計処理についてお答えをいたします。

まず1点目のこの宮川福祉施設組合では施設を利用される本人や家族の方々が、お世話になります。あるいはお世話になりましたと、金品を差し出された場合に、ありがたくいただきますということになっておるのかということですが、この宮川福祉施設組合には、崇雲寮、やまびこ荘の両施設がございますが、これらの施設に入所をされていた方が、施設を退所される時、お世話になりましたと、ご寄付をいただく場合がございます。

介護サービス費をいただいておりますので、気持ちだけ頂戴いたしますと、基本的にはご辞退を申し上げますが、家族の方からどうか施設のために使っていただきたいと、強く申し入れをされる方もありまして、やむをえず受け取る場合もございます。お預かりしたお金につきましては、両施設とも寄附金として、組合予算に計上し、議会の承認も得て施設の運営などのために有効に使わせていただいております。

この2点目の特別会計の歳入には寄付の科目があり、現に寄附金の計上がされておると、いただいたお金を歳入予算とせず、別に保管してきた理由はとのご質問でございますが、これは今年の組合議会でやまびこ荘の花火大会への寸志、あるいは職員への志を別会計で保管していると、お答えした件かと存じます。議員ご指摘のとおり、祭りへの寸志や職員への志ということで、歳入予算に計上せず別の通帳にて保管をしてきたところでございます。

なお祭りの寸志以外にも、ご家族様から職員さんでお茶でも飲んでくださいと、志をいただく場合がありますが、これにつきましても、ご辞退はさせていただいておりますけれども、どうしてもとっておいてくださいと言われる場合がございますので、やまびこ荘名義の通帳で保管してきたところでございます。本来、歳入予算に計上すべきであったと考えますし、長年このような処理を続けてきたことを深く反省をしているところです。

この3点目の時期につきましては、平成6年11月2日でございます。このやまびこ荘が施設オープンしたのが、平成6年4月1日、入所開始が6月1日です。11月2日にこの口座が開かれたというこ

とです。

4点目のその口座名義は、やまびこ荘ということで、この口座を設定をいたしました。

5点目の年度別の受入れ額でございますが、その用途あるいは用途別の金額でございますけれども、平成6年の受入れ額は寸志等で61万6,948円でございます。主な用途につきましては、利用者の食事代1万5,230円とか、被服費で6,222円というようなことでございます。

平成7年度の受入れが寸志で16万6,000円でございます。主な用途につきましては、会議の食事代2万9,000円等でございます。

平成8年度で受入れが寸志等、39万3,047円でございます。主な用途につきましては、忘年会費用の一部負担金20万9,659円と、あるいは旅行の助成金で10万6,000円、あるいは議会の懇親会で1万円などがございます。

それから平成9年度の受入れ額は寸志が19万4,340円でございます。主な用途につきましては、会議の弁当代3万9,100円、忘年会の一部負担5万1,966円、ボランティアのお礼が8,715円、盛りかご代が1万円でございます。

それから平成10年度の受入れ額が寸志で40万7,393円でございます。主な用途につきましては、会議の弁当代10万9,250円、忘年会の一部負担が5万円、負担金の不足分が2万円、それから旅費不足分が8,000円、ワープロの13万4,400円、それから加湿器3台で4万6,620円などがございます。

平成11年度の受入れが寸志で6万4,241円でございます。主な用途につきましては、会議の弁当代3万7,720円、御中元で5,000円、利用者の医療費が8,939円、冷蔵庫、ポットで8万5,664円でございます。

平成12年度の受入れ額が寸志で13万3,338円でございます。主な用途につきましては、会議の弁当代7万7,400円、花火代で10万円、利用者の医療費9,880円、軽トラのエアコン、あるいはロッカー代で19万4,460円等でございます。

平成13年度の受入れ額が寸志で23万386円でございます。主な用途につきましては、花火代で12万円、利用者の医療費8,580円、利用者の公転見舞い金1万4,250円等でございます。

平成14年の受入れ額は寸志など24万8,000円でございます。主な用途につきましては、洗濯乾燥機14万2,120円、ボランティアのお礼で1万815円、利用者の医療費で7,080円、利用者の香典5,000円、危険物の講習会経費2万9,670円、中南勢ブロックの行事参加費2,400円等でございます。

平成15年度は受入れ額が寸志等15万5,178円でございます。主な用途につきましてはロッカー代3万8,850円、利用者医療費8,360円、祭りの提灯代で2万2,575円、研修会の会場費9,550円、花苗代が5,200円等でございます。

平成 16 年度の受入れ額が寸志等 21 万 5,445 円でございます。主な用途につきましては新潟震災義援金 1 万円、利用者の医療費で 7,640 円、喫茶用のテーブルあるいは椅子で 13 万 2,048 円、ボランティアの茶菓子代で 1 万 2,285 円、研修会会場代 5,075 円、花苗代 3,723 円等でございます。

平成 17 年度受入れ額ですが、寸志等 13 万 8,175 円でございます。主な用途につきましては利用者の医療費 3,480 円、パソコンプリンター 6 万 2,455 円、研修会講師料 2 万 7,045 円等でございます。

平成 18 年度受入れ額が、寸志等 13 万 6,997 円でございます。主な用途につきましては獅子舞で 3,000 円、テレビ台で 1 万 500 円、花火大会のお礼で 2 万円、研修会の講師料ほかで 1 万 8,727 円等でございます。

それから、平成 19 年度受入れ額が寸志等 3 万 7,165 円でございます。主な用途につきましては、議会の昼食代 1 万 9,710 円、獅子舞で 4,000 円、研修会の講師料ほかで 4 万 3,008 円等でございます。

平成 20 年度の受入れ額は寸志等 3 万 3,972 円でございます。主な用途につきましては、祭りの屋台、食材料費で 4 万 7,910 円、獅子舞で 3,000 円、草刈り機、生け垣のバリカン 4 万 5,288 円、電気ポット 5,980 円でございます。

平成 6 年からの受入れ額が寸志等 317 万 625 円とその利息 9,034 円となり、総額が 317 万 9,659 円でございます。支出の総額で 262 万 8,376 円で、差引 55 万 1,283 円で現在通帳残高となっております。

6 点目の何が問われているかについてでございますが、議員ご指摘のとおりこうした収入、あるいは用途につきまして当然透明性を確保することが重要と考えております。今回のやまびこ荘の会計処理につきまして、私的流用はございませんでしたんですが、誤解を招きやすい行為で不適切であったと、深く反省をしているところでございます。

残金につきましては、既に組合予算の雑収入として収納をしているところでございますが、申し上げましたその支出の面でも、当然会計にのせて支出せないけないものと、そういったものがほとんどでございます。そういったようなことで、本当に不適切な面が多々ありましたことを、深くお詫びを申し上げます。今後は会計基準にしたがって適正に執行してまいりたいと考えているところでございます。陳謝し答弁とさせていただきます。

議長（中西 康雄君）

堀江議員。

3番（堀江 洋子君）

平成6年からこういった口座があったということで、寸志を原資に、使途が本当に書ききれないほど、町長の説明あったんですけど、こんなものまでというような議会の懇親会やら、ポットやら、草刈り機やら、まあまあいっぱいですわね。まさか私、この12年、13年目ですけど議員になってから福祉施設組合議員になったのは、この合併後の新しい大台町の議会ということで、これまで3回組合議会には出させていただきましたけれども、組合議員になって初めての議会の時に、議案書が送付されてきます。その案内の中に当日は昼食を用意させていただいてます、準備させていただいてますという案内が入ってましたので、なんでこの議会で食事が出るのと、そこから私は大変疑問の始まりでした。

大台町でもそうですけれども、この議会に出て、公費から食事代が出るなんて、そんなことは絶対ありませんし、私も一回もそんなの食べたことはありません。でも何故福祉組合議会では、お弁当が出るのと、またそのことを指摘をしたら、出しませんということになりましたけれども、予算には計上されておりましたので、私は反対をいたしました。執行しないということで、町長も答弁ありましたけれども、じゃその前の議会は弁当出していたということがあったんで、決算に当然数字として、表れてくるだろうと思ってましたら、なんのことはない決算には出てこないと、先ほど町長が説明されたように、別に口座を設けて、寸志を元に色々なものに使っていたということでございます。

やはり町長も先ほども陳謝もされておまして、不明瞭だったということで、私は当然このような会計処理をしていたということでありますから、きちんとすること、またきちんとしていくということではありますけれども、冒頭にも述べましたけれども、本当にこの地域、松阪市、この管内、多気郡管内の住民の方にとっては、施設はなくてはならない施設です。

その施設において、長年こういった会計処理がされてきたということは、大変私は残念な気持ちです。本当にありがとうということで、入所をされている家族の方などは、やまびこの新聞というか、年に数回発行されている記事がありますけれども、それが送られてくるんですけども、その投稿をされている家族の文章を読みますと、本当に施設の方に感謝をされてますし、それは本当に気持ち大変よくわかるんですけども、そういったことも含めて、施設のほうで職員の方にお礼の気持ちを込めて使ってくださいということで、お金3,000円なり5,000円なりというふうな説明もありましたけれども、そういった気持ちで差し出されるんだと思うんです。それは心情的によくわかります。

また一方ではそのお菓子折りを、皆さんで食べてくださいということでおいていかれるということ

もあるようです。それも心情的にはよくわかりますけれども、報徳病院では私この前見たんですけれども、1階のロビーのところに患者、家族の皆様へということで、掲示がされてある文章があるんですけれども、「医師及び職員へのお礼、心付けは地方公務員法に抵触をし、ご迷惑をおかけすることがありますので、固くお断りいたします。院長」ということで掲示をされております。

同じ私は崇雲寮の職員にしても、やまびこ荘の職員にしても、地方公務員でありますから、報徳病院の職員はこういった理由で抵触しますから、地方公務員法に抵触しますから、お断りしますというふうに掲示をされているのに、やまびこ荘ではそういった、やまびこ荘や崇雲寮ではそういった掲示もなく、金品を差し出されたらありがとうございますというふうに、受け取っているということでございます。

こういったことは、私は福祉施設組合では地方公務員法に抵触しないのかということが、疑問なわけございまして、地方公務員法においては、第30条にすべて職員は全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行にあたっては全力をあげてこれに専念しなければならない。

また32条には職員はその職務を遂行するにあたって、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規定に従い、かつ上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

また33条に職員はその職の信用を傷つけまたは職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならないというふうになっているんですけれども、金品を差し出されてありがとうございますということで、受け取っているという行為は、地方公務員法に抵触はしないのかということをお伺いをいたします。

議長（中西 康雄君）

尾上町長。

町長（尾上 武義君）

直接その職員が個人的に受け取って、自分の用に使っていると、これは地方公務員法違反になってくるだろうと思います。ただそういうようなことで、当然その会計にのせて適正な処理をする。寄附金扱いをきちんとやっていくという、そのことが大事であろうかというふうに思っております。ただ

お菓子等につきましては、これは地方公務員法には違反にならないようでございますが、こういったようなことについても、施設内容にきちんとやっぱり処理ができるというような形にもっていかないかなのではないのかなというふうに思っているところでございます。

そういうことでこの報徳病院やありませんけれども、張り紙も張り上げたようなことでもございます。掲示をしたところでもございます。そういうことで今後は受け取らないということを原則にしながら、やっていくということになろうかと思えます。ただどうしてもくれるということでしたら、どうしてもということであれば、予算に計上させていただいて、全て予算、決算という形で処理をすると、こういう形にしていくべきだということを考えております。

その点ひとつご理解いただきたいというふうに思います。

こういうことでかなり多くの本当にこんなもんまでということで、私自身もびっくりしたようなことなんです。こういうことで当然監査にもこれは資料を提示されるものではございません。予算を通ったものということでございますので、これ予算外という扱いですから、監査員にもこれはわからない、こういうようなことでもございましたんですが、そこら辺の事務を執行する者の考え方、そういったようなものも、勉強も含めてですね、これやっていかならんと思えます。当然この軽トラのエアコンやらロッカー代やら洗濯乾燥機やら、あるいは加湿器とか、いろんなそのものがあるわけなんです。当然予算で支出してやっていかなあかんようなものが、お金があるからというようなことで、便宜的にその通帳を使って支出をしていくと、こういうようなそういう感覚とか、そういったようなものも含めて、もう一度これはきちんと整理をせなあかんのかなというふうに思っております。

そういうことで当然その透明性を高めるというようなことで、全て伝票処理をしながら歳入にはのせ、そしてまた歳出の予算をたてて執行していくという基本的な部分に立ち返らないと、具合が悪うございます。これは平成6年というようなことで、実は当時の施設長をしていたころ、ばたばたのスタートでこれも今のパーキングやありませんけれども、ばたばたのスタートでやってきた。こういうことでもございまして、私はその年の12月で首を切られたようなことでもございますが、以後、歴代の施設長がずっと関わってやってきたと、こういうようなことでもございます。

そのことがよかれと、こういうことになる中で、当然具合悪いなというようなものがあって、そしてそれを是正していくという、そのことができずに今までできてしまったということで、このような失態を招き、またご指摘をいただくようなことになったわけでもございます。本当に申し訳ない思いでございます。

そういうことで今後そこら辺もきちんとしながら全てあからさまになるような形で、そしてまた利用者の方々にはなるべく貰わないというようなことで対応してまいりたいなと思っているところで

ざいます。

その点どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（中西 康雄君）

堀江議員の一般質問が終了いたしました。

議長（中西 康雄君）

暫く休憩します。

再開は2時45分といたします。

（午後 2時 30分）
